

議案第70号

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成29年8月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例（平成27年山陽小野田市条例第
42号）の一部を次のように改正する。

第6条中「成長戦略室」を「大学推進室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号参考資料

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>大学推進室</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>成長戦略室</u>において処理する。</p>